

令和6年度補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

第1回技術検討会 現地調査等行程

開催日：令和6年11月15日（金）

10:10 JR 成東駅 出発（貸し切りバス）

10:40～11:40

現地調査：水利施設等保全高度化事業「両総多古支線地区」（再評価）

- ・ 地区概要説明（千葉県農林水産部耕地課・香取農業事務所）
- ・ 調査内容：受益地（生産者、施設管理者）※意見交換含む

11:50～12:50 昼 食：『万勢庵』

<<<<休憩：道の駅多古 あじさい館>>>>

13:25～13:35

現地調査：水利施設等保全高度化事業「両総多古支線地区」（再評価）

- ・ 工事概要説明（千葉県農林水産部耕地課・香取農業事務所）
- ・ 調査内容：工事内容等調査

13:45～15:30

第1回技術検討会（両総第二揚水機場会議室）

16:00 JR 成東駅 解散

令和6年11月15日（金）

令和6年度補助事業評価（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回）出席者名簿

【技術検討会委員】

い 李	ゆぎょん 裕敬	日本大学生物資源科学部国際共生学科
おおさわ 大澤	かずとし 和敏	宇都宮大学農学部農業環境工学科
かたおか 片岡	みき 美喜	高崎経済大学地域政策学部観光政策学科
ながさか 長坂	さだお 貞郎	日本大学生物資源科学部環境学科

（五十音順、敬称略）

【関東農政局農村振興部】

かやま 香山	やすひさ 泰久	農村振興部長
てらだ 寺田	けんじ 憲治	水利整備課長
わかた 若田	のぶまさ 展正	防災課長

【事務局】

ちはら 千原	みずほ 瑞穂	設計課 事業調整室長
おのでら 小野寺	けいこ 敬子	設計課 事業調整係長
まきた 牧田	そう 壮	設計課 係員
うなみ 宇波	あやこ 彩子	土地改良管理課 中山間地域振興調整官
おぐら 小椋	よしあき 好明	土地改良管理課 行政専門員

令和6年11月15日（金）

【千葉県】

すずき こうじ 鈴木 浩二	耕地課 副技監（兼）基盤整備室長
おおいわ ゆうき 大岩 勇希	耕地課 基盤整備室 副主査
なか い るりこ 中井 瑠子	耕地課 事業計画室 主査
は せ が わ ともや 長谷川 友哉	耕地課 事業計画室 副主査
おびかね ひでかず 帯金 秀和	香取農業事務所 次長
ながさわ かずあき 長澤 和彰	香取農業事務所 地域整備課 課長
かわぐち たかひろ 川口 貴大	香取農業事務所 地域整備課 副主査

【両総多古支線地区事業受益者】

こいずみ さとる 小泉 諭	多古支部委員長
かすみ かずひで 霞 一秀	支線監視人

【両総土地改良区】

おかもと ひでとし 岡本 秀寿	調査管理課 課長
くわだ わたる 鋤田 航	調査管理課 主事
あさひ ひろゆき 朝日 博幸	香取支所 所長
やまもと たつのり 山本 辰徳	香取支所 副所長
こばやし けんじ 小林 健二	香取支所 事業係長

令和6年度関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第1回）

議事次第

日時：令和6年11月15日（金）

13:45～15:30

場所：千葉県両総用水土地改良区
（両総用水第二揚水機場会議室）

1 開会

2 補助事業評価委員会委員長 挨拶

3 技術検討会の委員長選出

4 議事

- （1）現地調査について「両総多古支線地区」
- （2）技術検討会に関する情報公開について
- （3）事業評価のスケジュールについて
- （4）令和6年度の事業評価地区（再評価・事後評価）について
- （5）現地調査地区の事業評価の内容について
 - ・再評価「両総多古支線地区（水利施設等保全高度化事業）」
- （6）質疑応答
- （7）事後評価地区の事業評価の内容について（概要説明）
 - ・益子西部地区（農業競争力強化基盤整備事業）
 - ・御勅使川沿岸地区（農業競争力強化基盤整備事業）

5 閉会

令和6年度 関東農政局補助事業評価委員会
(再評価・事後評価) 技術検討会委員

い ゆぎょん
李 裕敬

日本大学生物資源科学部 准教授

おお さわ かず とし
大澤 和敏

宇都宮大学農学部 教授

かたおか みき
片岡 美喜

高崎経済大学地域政策学部 教授

ながさか さだお
長坂 貞郎

日本大学生物資源科学部 教授

(五十音順、敬称略)

座 席 表

ドア



令和6年度 補助事業評価地区一覧（事業担当課別）

（再評価）

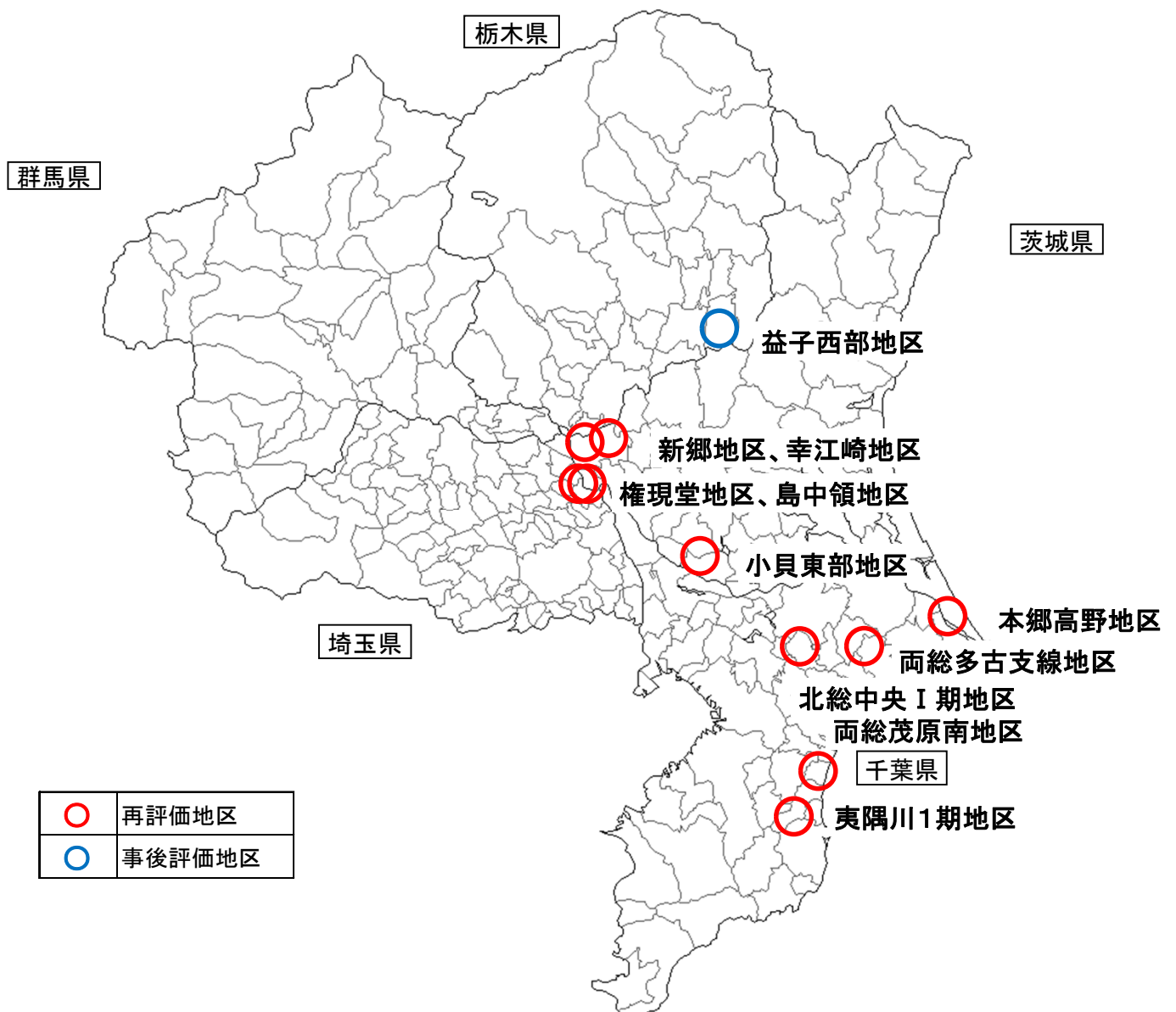
事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業	茨城	こうえざき 幸江崎	県
		千葉	いすみがわいつき 夷隅川Ⅰ期	県
水利整備課	水利施設等保全高度化事業	茨城	ほんごうこうや 本郷高野	県
		千葉	りょうそうもばらみなみ 両総茂原南	県
			りょうそうたこしせん 両総多古支線	県
			ほくそうちゅうおういつき 北総中央Ⅰ期	県
		静岡	にしうらみかんあしほくりょう 西浦みかん足保久料	県
防災課	農村地域防災減災事業	茨城	しんごう 新郷	県
			こかいとうぶ 小貝東部	県
		埼玉	しまじゅうりょう 島中領	県
			ごんげんどう 権現堂	県
		神奈川	そがべっしょ 曽我別所	県
			おにやなぎ 鬼柳	県
		長野	いいじま 飯島	県
	(3 事業種14地区)			
(茨城県 4 地区、千葉県 4 地区、埼玉県 2 地区、神奈川県 2 地区、長野県 1 地区、静岡県 1 地区)				

（事後評価）

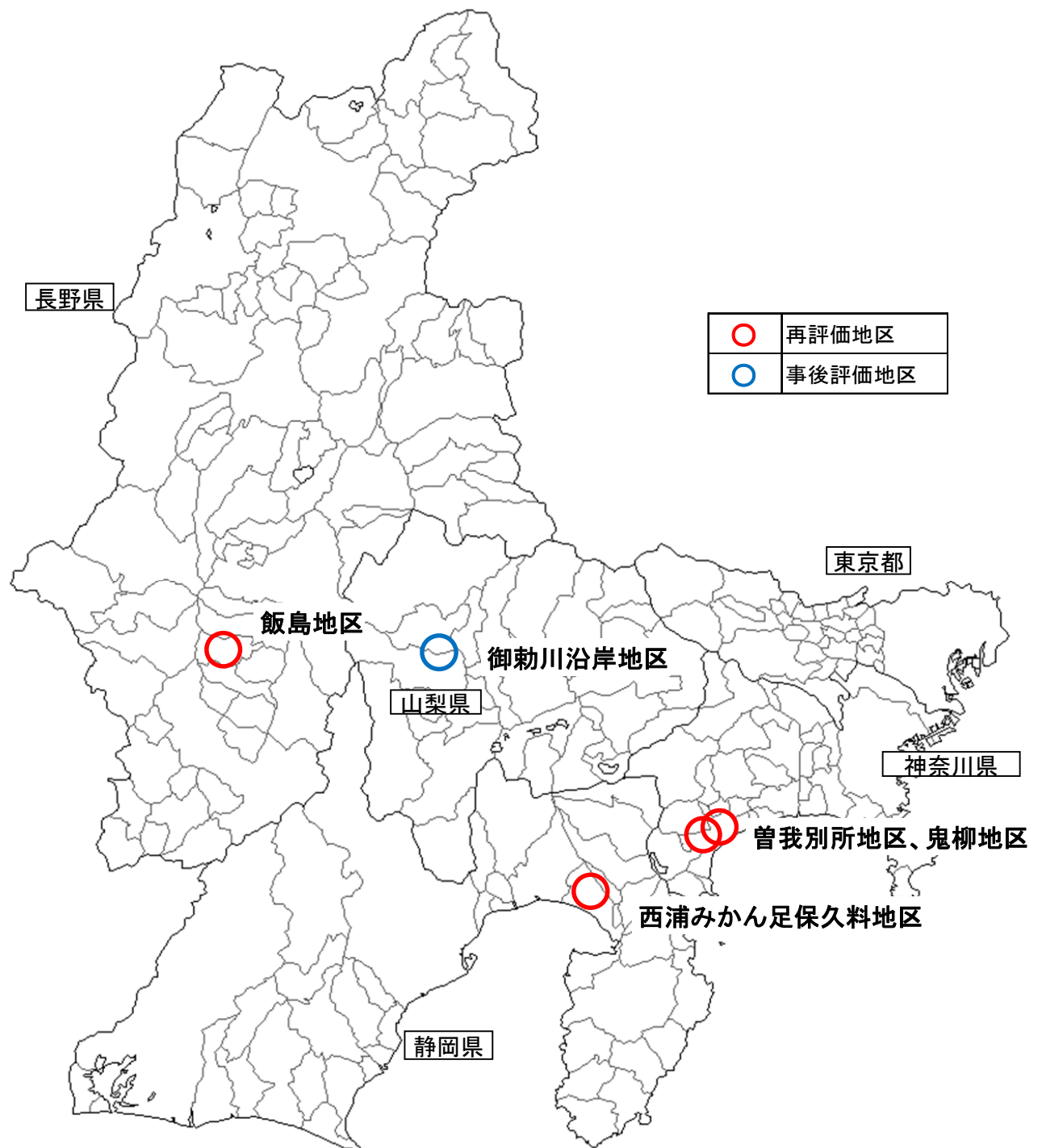
（事業計画）

事業担当課名	事業名	都県名	地区名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化基盤整備事業 （農地整備事業（経営体育成型））	栃木	ましこせいぶ 益子西部	県
水利整備課	農業競争力強化基盤整備事業 （農地整備事業（畑地帯総合整備事業））	山梨	みだいがわえんが 御勅使川沿岸	県
	（ 1 事業種 2 地区）			
（栃木県 1 地区、山梨県 1 地区）				

令和6年度 補助事業評価対象地区位置図(1)



令和6年度 補助事業評価対象地区位置図(2)



令和 6 年度関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）
技術検討会（第 1 回）

技術検討会の公表等について

（１）技術検討会の公表及び傍聴

委員の事前了解が得られたことから全 3 回の技術検討会は傍聴可とする。

（２）技術検討会資料及び評価結果

技術検討会の議事録及び資料の取扱いは、技術検討会（第 1 回）において技術検討会委員により決定。

＜令和 6 年度の公表方法（案）＞

	公表資料	公表部局／公表方法		参考 昨年度の事業評価 の取り扱い
		農林水産省	関東農政局	
技術 検 討 会	開 催	—	プレスリリース	プレスリリース
	傍 聴	—	傍聴可 ※プレスリリース	傍聴可 ※プレスリリース
	議事録	—	ホームページ	発言者名を記載した議事録を委員の了解を経て公表
	資 料	—	ホームページ	ホームページ
評価 結 果	費用対分析に関する説明資料	ホームページ	ホームページ (本省 HP リンク)	ホームページ

令和6年度 関東農政局補助事業評価委員会(再評価・事後評価)
技術検討会のスケジュール(案)

	時期	技術検討会	内容
1	11月15日(金)	第1回技術検討会 (現地調査:千葉県下)	現地調査 再評価:両総多古支線 (水利施設等保全高度化事業)
2	11月20日(水)	技術検討会 Web会議	・事業別地区説明 ・委員へ各地区資料送付 ・地区別意見徴集(12月10日迄)
3	12月27日(金)	第2回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・再評価結果(案)の説明 ・事後評価結果(案)の説明 ・上記意見に対する回答 ・質疑応答、意見交換
4	1月17日(金)	第3回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・第2回技術検討会における意見に対する回答について ・質疑応答、意見交換 ・「第三者の意見」取りまとめ
5	3月末	評価結果の公表	本省及び農政局HPに掲載

令和6年度関東農政局補助事業(再評価)

水利施設等保全高度化事業
(水利施設整備事業)

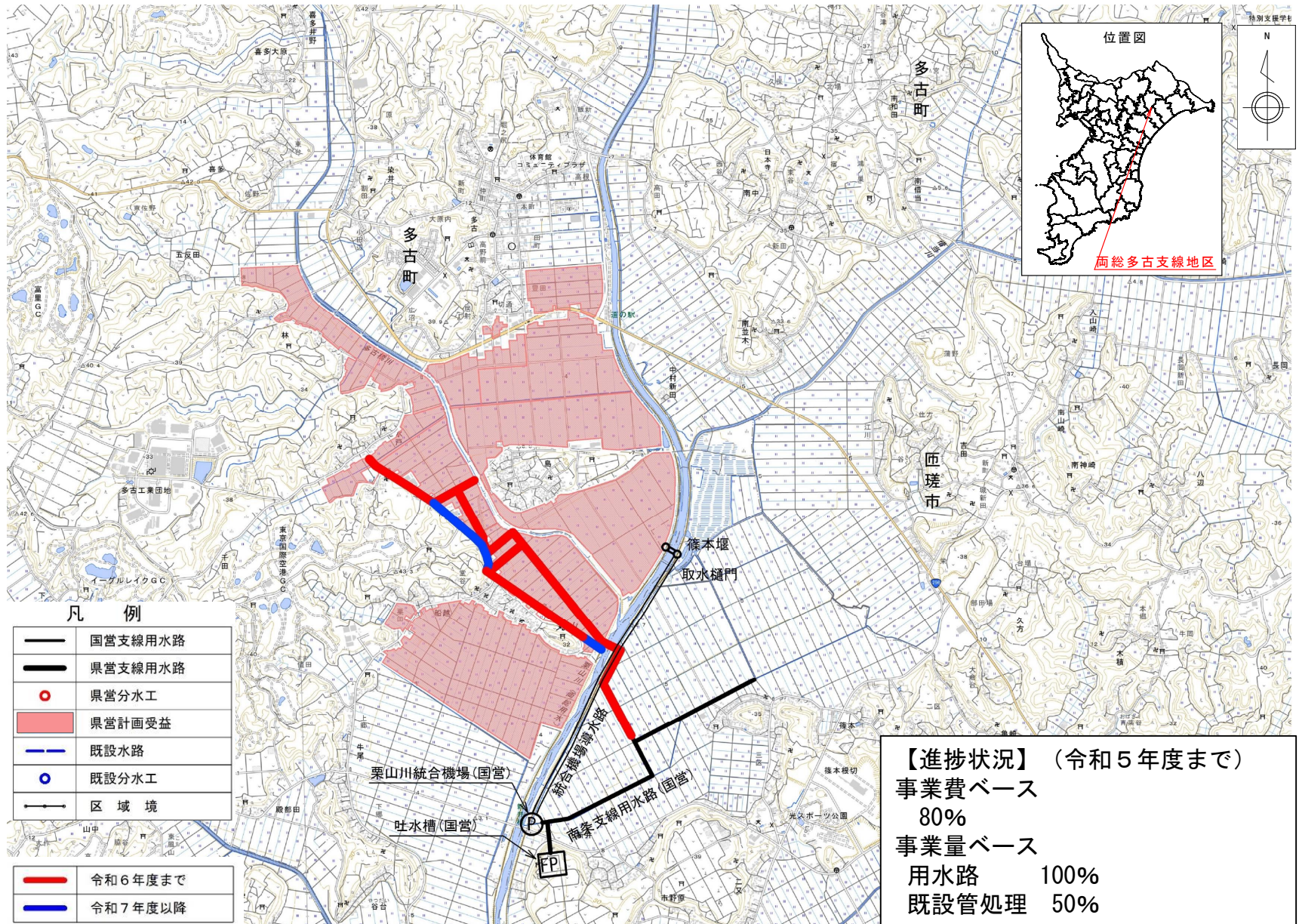
りょうそうたこしせん
両総多古支線地区

千葉県

水利施設等保全高度化事業 両総多古支線地区

＜地区の概要＞	
① 事業主体	千葉県
② 関係市町村	香取郡多古町、山武郡横芝光町
③ 事業目的	本地区の用水源は、昭和18年～40年に実施された国営両総用水事業の受益として昭和28～48年に国営附帯県営両総支線により造成された施設に頼っているが、築後50年が経過し施設の老朽化や用水の適正配分に支障を来たしていた。 このため、平成5年から始まった国営両総農業水利事業において用水施設が栗山川統合機場に集約・再編され、その統合機場の圧力を有効活用するため、本事業により用水路をパイプライン化することにより、安定的な用水確保、維持管理労力の軽減、水田の利用効率向上、農業経営の安定及び安心・安全な食料の供給を行い、地域農業経営の合理化を図ることを目的とする。
④ 受益面積	333ha
⑤ 主要工事	用水路 4 km、附帯構造物 1 式、その他 1 式
⑥ 総事業費	664百万円
⑦ 工期	平成26年度～令和7年度（計画工期：平成26年度～令和4年度）

位置図



事業実施前後

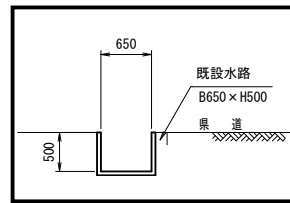
○パイプライン化による維持管理等の改善

土砂等が用水路内に堆積すると通水阻害が起きてしまうことから、安定した用水を確保するため人力による土砂撤去作業を頻繁に行う必要があった。また、排水の流入による水質に対する不安もあった。本事業によりパイプライン化されたことで用水の安定供給が図られるとともに維持管理労力の軽減も図られた。また、用排が分離されたことで水質面での不安も解消された。

整備前



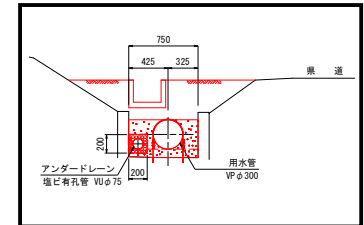
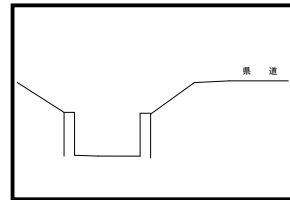
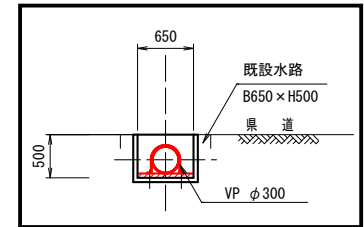
標準断面図



整備後



標準断面図



事業の長期化の原因と今後の対応方針

○既設管路等の処理

本地区は国営事業の実施に合わせた既設県営支線の路線の見直しが行われ、不要となった既設管路については撤去または充填を行う計画であった。

充填を行う区間において、地権者及び関係機関との協議調整に時間を要したことから工期を延伸することとなった。

現在は地権者及び関係機関との協議調整は概ね完了しており、令和7年度事業完了に向け計画的に事業進捗を進めている。

施工状況



地区内の取り組み

○千葉県ブランド米 ～多古米～

本事業が実施された多古町では、多古町の水田で作られた米を「多古米」と呼称し、ブランド米として取り扱われている。

多古米は、昭和46年に全国自主流通米品評会で食味日本一に輝いており、近年では「天皇陛下献上米」に選定されている。

国道296号と栗山川に隣接する「道の駅 多古あじさい館」などで販売され、地区内外から多くの人々が訪れ、地域の活性化につながっている。



近隣地域の取り組み

○本地区の近隣である篠本新井地区では、ほ場整備を契機に地下かんがいシステムを導入したことにより、農地の排水条件が改善され、水稻の他に麦・大豆を栽培するブロックローテーション※による作付けが確立され、小麦、大豆は千葉県の平均を上回る単収を達成している。※3年4作（水稻-水稻-麦-大豆）

○高収益作物である「ねぎ」を栽培することが可能となり、地域ブランド「ひかりねぎ」の産地となっている。



大豆 収穫状況



ねぎ 収穫状況



事業実施による効果（費用対効果の算出）

総費用総便益比の算定結果

総便益(B)	7,857百万円
総費用(C)	5,822百万円
総費用総便益比(B/C)	1.34

【効果項目と年効果額】

（単位：千円）

効果項目	区分	年総効果 (便益) 額	効果の要因
食料の安定供給に関する効果		202,874	
作物生産効果		215,497	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での作物生産量が増減する効果
営農経費節減効果		6,	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での営農経費が増減する効果
維持管理費節減効果		△ 18,816	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での施設の維持管理費が増減する効果
その他の効果		34,324	
国産農産物安定供給効果		34,324	農業用排水施設の整備により農業生産性の向上や営農条件等の改善が図られ、国産農産物の安定供給に寄与する効果
合 計		237,198	

算定中

【地元の意向、事業主体の事業実施、予算要求方針】

地元（受益者、地方公共団体等）の意向

支線用水路工の施工に関しては既に完了しており、用水の供給も開始されている。残事業としては既設管の処理のみとなっていることから早期完了を強く要望されている。

事業主体の事業実施方針

継続する。

事業主体の予算要求方針

令和7年度予算を要求する。

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年2月13日付け14農振第1906号
最終改正 令和5年1月20日付け4畜産第2052号
令和5年1月20日付け4農振第2328号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

（1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表2の1の（1）のイ及び（2）のイ並びに2の（1）のイ及び（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

（2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

（3）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

（1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表2の1の（2）のイに掲げる補助事業のうち畜産局及び農村振興局の所掌に係るものであつて、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

（2）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められ

る場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあつては畜産局又は農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。
なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。
- 2 畜産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省畜産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「畜産局長等」という。））、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- (3) 畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

- （２）地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の２月末日までに畜産局長等に報告するものとする。
- （３）畜産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第５ 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第６ 評価結果等の公表

- １ 畜産局長等は、基本計画第５の３の（４）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の３月末日までに評価書を公表するものとする。
- ２ 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第７ 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第８ 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第９ 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

		局	名	
都道府県名		関係市町村名		
事業名		地区名		
事業主体名		事業採択年度		
〔事業内容〕				
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ その他				
事業主体の 事業実施方針				
事業主体の 予算要求方針				
第 の 三 意 見				
補 助 金 交 付 の 方 針				

(注 1) 「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。

(注 2) 「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。

(注 3) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

(注 4) 「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目					事業主体の事業実施方針	事業主体の予算要求方針	第三者の意見	補助金交付の方針	備考
				ア	B/C	イ	ウ	エ					

(注 1)「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ．農業情勢、農村の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。

(注 2)「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局 名			
都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注 1) 「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注 2) 「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

関東農政局補助事業評価委員会設置要領

最終改正 令和 5 年 7 月 14 日付け 5 関振第 1241 号

第 1 補助事業評価委員会の設置

国の補助金の交付を受けて都県等事業実施主体が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）に係る検討等を行う関東農政局補助事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

第 2 評価委員会の事務

評価委員会は、次の事項を検討・実施する。

- （1）補助事業の再評価に関すること
 - ・再評価地区別資料及び再評価結果書に関すること。
 - ・補助金交付の方針案作成に関すること。
- （2）補助事業の事後評価に関すること
 - ・事後評価地区別結果書に関すること。
- （3）農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型、中山間型））の中間審査に関すること。
- （4）中山間地域所得確保対策及び中山間地域所得向上支援対策の事業評価に関すること。
- （5）その他必要な事項に関すること。

第 3 評価委員会の構成等

1. 評価委員会の構成は次のとおりとする。

（1）第 2 の（1）及び（2）に係るもの

委員長	農村振興部長
副委員長	生産部長
委員	生産部 地方参事官
	農村振興部 地方参事官（各省調整）
	農村振興部 地方参事官（事業計画）
	畜産課長
	設計課長
	農村計画課長

都市農村交流課長
土地改良管理課長
農村環境課長
事業計画課長
用地課長
水利整備課長
農地整備課長
地域整備課長
防災課長

(2) 第2の(1)及び(2)にあつて農村振興部のみ所管に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官(各省調整)
	農村振興部 地方参事官(事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	都市農村交流課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	用地課長
	水利整備課長
	農地整備課長
	地域整備課長
	防災課長

(3) 第2の(3)に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官(各省調整)
	農村振興部 地方参事官(事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	農地整備課長

(4) 第2の(4)に係るもの

委員長	農村振興部長
-----	--------

委員	農村振興部 地方参事官（各省調整）
	農村振興部 地方参事官（事業計画）
	設計課長
	農村計画課長
	農村環境課長
	農地整備課長
	地域整備課長

2. 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 委員長は、評価委員会を招集する。
4. 委員長は、補助事業の再評価及び事後評価の実施に際し、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を別添設置要領に基づき設置し、再評価結果書案及び事後評価結果書案に対する意見を聴く。
5. 委員長が欠員の場合は、委員から委員長代理を選定する。

第4 幹事会の構成等

1. 評価委員会に次の構成による幹事会を設ける。

（1）第2の（1）に係るもの

幹事長	設計課長
幹 事	畜 産 課 課長補佐（草地）
	設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
	農村計画課 課長補佐（総務）
	都市農村交流課 課長補佐
	土地改良管理課 課長補佐、農政調整官
	農村環境課 課長補佐
	事業計画課 課長補佐（総務、計画調整）
	用 地 課 課長補佐（用地調整）
	水利整備課 課長補佐
	農地整備課 課長補佐（総務、競争力強化事業推進）
	地域整備課 課長補佐
	防 災 課 課長補佐

（2）第2の（1）にあつて農村振興部のみ所管に係るもの

幹事長	設計課長
幹 事	設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
	農村計画課 課長補佐（総務）
	都市農村交流課 課長補佐
	土地改良管理課 課長補佐、農政調整官

農村環境課	課長補佐
事業計画課	課長補佐（総務、計画調整）
用地課	課長補佐（用地調整）
水利整備課	課長補佐
農地整備課	課長補佐（総務、競争力強化事業推進）
地域整備課	課長補佐
防災課	課長補佐

（３）第２の（２）に係るもの

幹事長 土地改良管理課長
幹事 （１）又は（２）の幹事に同じ

（４）第２の（３）に係るもの

幹事長 農地整備課長
幹事 設計課 事業調整室長
農村計画課 課長補佐（総務）
土地改良管理課 課長補佐、農政調整官（開発）
農村環境課 課長補佐
事業計画課 課長補佐（総務・計画調整）

（５）第２の（４）に係るもの

幹事長 農村計画課長（中山間地域所得確保対策）
地域整備課長（中山間地域所得向上支援対策）
幹事 設計課 事業調整室長
農村計画課 課長補佐（直接支払）
農村環境課 課長補佐
農地整備課 課長補佐（総務・競争力強化事業推進）
地域整備課 課長補佐

- ２．幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- ３．幹事長は、幹事会を招集する。
- ４．幹事会の事務は以下のとおりとする。
 - （１）評価委員会に必要な事項の検討、資料の収集、作成及び整理。
 - （２）その他必要な事項。

第５ 実施方法等

- １．再評価及び事後評価の実施方法等は、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成 15 年 2 月 13 日付け 14 農振 1906 号生産局長、農村

振興局長通知）等によるものとする。

2. 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型、中山間型））等
の中間審査の実施方法は、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成 25 年 2 月
26 日付け 24 農振第 2091 号農林水産事務次官依命通知）等によるものとする。
3. 中山間地域所得確保対策の事業評価の実施方法等は、中山間地域所得確保対策実
施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 農振第 2612 号農林水産事務次官依命通知）等に
よるものとする。
4. 中山間地域所得向上支援対策の事業評価の実施方法等は、中山間地域所得向上支
援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号農林水産事務次官依
命通知）等によるものとする。

第 6 報告

委員長は、評価委員会でとりまとめた再評価地区別資料、再評価結果書及び補助金
交付の方針案並びに事後評価地区別結果書を関東農政局長に報告するものとする。

第 7 事務局

評価委員会及び幹事会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、
その庶務については設計課が行う。

附則

この要領は、平成 15 年 2 月 24 日から施行する。

附則

この要領は、平成 16 年 11 月 8 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 1 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 9 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 1 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 10 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

別 添

技術検討会設置要領

第 1 設置

関東農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が実施する補助事業の再評価結果（以下「再評価結果」という。）及び補助事業の事後評価結果（以下「事後評価結果」という。）の透明性及び客観性を確保するため、設置要領第 3 の 4 に基づき、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置し、意見を求めることとする。

第 2 事務

技術検討会は、再評価及び事後評価について、補助事業評価委員会からの求めに応じて、技術的・専門的見地から意見をとりまとめ提出する。

第 3 構成

1. 技術検討会の委員

委員は国又は関係機関（関係する土地改良区、地方公共団体、その他の関係機関をいう。）に属する者以外の学識経験者とし、補助事業評価委員会の長 5 名程度委嘱する。

2. 委員長

委員長は、委員の互選により選出する。

3. 委員の任期

委員の任期は、2 年を限度とし、再任は原則として 1 回までとする。

第 4 運営

1. 技術検討会は、補助事業評価委員会の長が召集する。

2. 委員長は、技術検討会の結果を補助事業評価委員会に報告する。

第 5 事務局

技術検討会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

附則

この要領は、平成 1 5 年 2 月 2 4 日から施行する。

附則

この要領は、平成 1 6 年 1 1 月 8 日から施行する。

附則

この要領は、平成 1 8 年 1 月 2 0 日から施行する。

附則

この要領は、平成１８年９月２６日から施行する。

附則

この要領は、平成２２年１月２０日から施行する。

附則

この要領は、平成２８年２月 ８日から施行する。

附則

この要領は、令和２年１０月１４日から施行する。